

小規模事業者でない者の発起行為について

Q. 中協法は、小規模の事業者でないものの加入に関しては中協法第7条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）第3項に規定しているが、発起人に関しては何等規定がない。小規模事業者でないものは発起人となり得ないと解すべきか。又は発起人として設立の手続きを完了し成立した日から30日以内に所定の届出を公正取引委員会に行い、その認定をまってよいと解すべきか、ご質問する。

A. 発起人は、中協法第24条（発起人）第1項の規定により、組合員になろうとする者でなければならないことになっているので、組合員資格を有する者であれば発起人となることができる。

事業協同組合の組合員資格を有する者は、中協法第8条（組合員の資格等）第1項に規定する小規模事業者であり、説例の事業者がこの小規模事業者に該当するかどうかは、専ら実態判断によるべきで、300人を超え、資本金が3億円を超えているからといって直ちに中小企業者でないと速断することは適当でない。

貴方の判断でその事業者が小規模事業者であり、定款の資格事業を行う者であるならば当然組合員資格を有することになり、したがって組合の設立の発起人になり得るのである。